

水道施設運営権の設定に係る許可に関する ガイドライン（素案）

平成 31 年 3 月 22 日

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課

目次

第1章　　概要	4
1.1. ガイドラインの目的	4
第2章　　事業許可に際しての留意事項	5
2.1. 水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること（法第24条の6第1項第1号）	6
2.1.1. 対象施設及び事業の内容	6
2.1.2. 水道施設運営権の存続期間	10
2.1.3. 水道事業者等によるモニタリング	11
2.1.4. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置	13
2.1.5. 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置	14
2.1.6. 水道施設運営権者の経常収支の概算	15
2.1.7. 実施契約終了時の措置	17
2.1.8. 水道施設運営権者の適格性	18
2.2. 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、水道法に規定する要件に適合すること（法第24条の6第1項第2号）	20
2.3. 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること（法第24条の6第1項第3号）	22
第3章　　申請書の審査上の基本事項	23
3.1. 提出書類一覧	23
3.2. 申請書	23
3.3. 水道施設運営等事業実施計画書	24
3.3.1. 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の名称及び立地（法第24条の5第3項第1号）	24
3.3.2. 水道施設運営等事業の事業の内容（法第24条の5第3項第2号）	26
3.3.3. 水道施設運営権の存続期間（法第24条の5第3項第3号）	27
3.3.4. 水道施設運営等事業の開始の予定年月日（法第24条の5第3項第4号）	27
3.3.5. 水道事業者が、選定事業者が実施することとなる事業の適正を期するために講ずる措置（法第24条の5第3項第5号）	27
3.3.6. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置（法第24条の5第3項第6号）	29
3.3.7. 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置（法第24条の5第3項第7号）	29
3.3.8. 選定事業者の経常収支の概算（法第24条の5第3項第8号）	30

3. 3. 9. 選定事業者が自らの収入として收受しようとする水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金（法第 24 条の 5 第 3 項第 9 号）	31
3. 3. 10. その他厚生労働省令で定める書類（法第 24 条の 5 第 3 項第 10 号）	32
3. 4. その他厚生労働省令（法第 24 条の 5 第 1 項）で定める書類	34
3. 4. 1. 選定事業者の定款又は規約	34
3. 4. 2. 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図	34

第1章 概要

1.1. ガイドラインの目的

平成 30 年 12 月に成立した水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正後の水道法（昭和 32 年法律第 177 号）（以下「法」という。）第 24 条の 4 において、公共施設の所有権を地方公共団体が所有したまま施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定する方式（いわゆるコンセッション方式）について、地方公共団体が、水道事業者としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設運営等事業（水道施設の全部又は一部の運営等であって、当該水道施設の利用料金を当該運営等を行う者が自らの収入として收受する事業）に係る公共施設等運営権（以下「水道施設運営権」という。）を民間事業者に設定できる仕組みが創設された。

本ガイドラインは、この許可に関する審査についての基本的な考え方を示すため、水道施設運営権の設定に係る許可に際しての留意事項や、申請書の審査上の基本事項等を取りまとめた。

なお、本ガイドラインは、平成 31 年に開催された「水道施設運営等事業の実施に関する検討会」における検討を経て策定したものである。

表 1-1 水道施設運営等事業の実施に関する検討会 構成員

氏名	職名
足立 慎一郎	(株) 日本政策投資銀行地域企画部担当部長 PPP/PFI 推進センター長
石井 晴夫 (座長)	東洋大学経営学部教授
佐藤 裕弥	早稲田大学研究院准教授 早稲田大学研究院総合研究機構水循環システム研究所主任研究員
高橋 玲路	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士
滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科教授
藤野 珠枝	主婦連合会住宅部
本多 裕孝	(公社) 日本水道協会水道技術総合研究所主席研究員
與三本 肇	(一社) 日本水道運営管理協会運営委員長

第2章 事業許可に際しての留意事項

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が実施する水道施設運営等事業の許可基準は、法第24条の6及び第31条並びに水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）第●条（P）に規定されており、これらの規定に基づき審査する。

水道法（昭和32年法律第177号）（抄）

第二十四条の六 第二十四条の四第一項前段の許可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 二 当該水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、選定事業者を水道施設運営権者とみなして第二十四条の八第一項の規定により読み替えられた第十四条第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定を適用するとしたならば同項に掲げる要件に適合すること。
- 三 当該水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

（準用）

第三十一条 第十一条第一項及び第三項、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十九条（第二項第三号を除く。）、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十四条の三（第七項を除く。）、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十四条の六（第一項第二号を除く。）、第二十四条の七、第二十四条の八（第三項を除く。）、第二十四条の九から第二十四条の十三までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）

〔水道法施行規則を記載する予定〕

2.1. 水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること（法第24条の6第1項第1号）

2.1.1. 対象施設及び事業の内容

【許可基準】

水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定され、かつ、水道施設運営権を設定しようとする民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者と水道事業者等の責任分担が明確にされていること。

水道施設運営等事業においては、地方公共団体である水道事業者等は、これまでと同様、水道事業の経営の認可を有する者として、水道事業の最終的な責任を負うこととなる。このため、経営方針の決定や国庫補助等の申請等などの水道事業の全体方針の決定・全体管理に関する業務は、水道事業者等が自ら実施する必要がある。

また、水道法第24条の8第2項により、水道法の法定事項のうち、水道施設運営権者に適用することができる事項が定められている。

第12条	技術者による布設工事の監督
第13条第1項	給水開始前の届出及び検査 ※水質検査・施設検査の実施に係る部分に限る
第13条第2項	給水開始前検査の記録の作成・保存
第17条	給水装置の検査
第20条	水質検査
第21条	健康診断
第22条	衛生上の措置
第22条の2	水道施設の維持及び修繕
第22条の3	水道施設台帳
第22条の4	水道施設の計画的な更新等
第23条第1項	給水の緊急停止
第25条の9	給水装置工事主任技術者の立会い

さらに、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）では、公共施設等運営権が、運営権を設定する時点で存在する「物」について設定するものであるため、運営権を設定した水道施設が一時的であっても全て除却されるような全面更新（全ての施設を一旦除却し再整備）は実施することができないこととされている。

その上で、水道施設運営権者が実施する具体的な業務範囲は、個々の実施契約によって個別具体的に定められることとなる。



図 2-1 水道施設運営権者が実施可能な業務

一方、水道事業等に関する業務の適切な遂行を確保するため、水道施設運営等事業の対象となる水道施設及び当該水道施設に係る業務の範囲が、技術上の観点から合理的に設定されており、水道事業者等と水道施設運営権者の業務（水道法の法定事項を含む）に係る責任の範囲が、明確となっていることが必要である。

また、水道施設運営権者が、水道施設運営等事業以外の事業を実施（兼業）することによって、水道施設運営等事業の採算が悪化し、公共サービスの提供に悪影響を及ぼすことのないよう措置する必要がある。

このため、以下を確認する。

(1) 水道施設運営権者が実施可能な業務

水道事業者等が自ら実施する必要がある業務を水道施設運営権者の業務に含めていないこと。

(2) 水道施設の運営等

① 水道施設の運営等については、技術上の観点から一体として行わなければならない業務は、その全部を一の者が実施すること。具体的には、対象

施設の最小範囲を、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設といった機能的に分割できる範囲並びに遮断弁等で分離できる施設の範囲とし、水道事業者等と水道施設運営権者の施設の境界に計器を設置し、水量・水質等を測定・監視することで水道事業者等及び水道施設運営権者の責任の範囲が明確になっていること（※）。

- ② 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の立地を明らかにする地図により、水道事業者等が所有する施設全体に対して、水道施設運営等事業の対象となる水道施設の立地が確認できること。

(3) 給水装置の管理

給水装置の管理に関する技術上の業務は需要者と直接関わるものであり、これに複数の者が関係することは需要者のサービスの公平性に影響を与えるため、給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部（設計審査から竣工検査、使用中の検査までの全て）を一の者が実施すること。

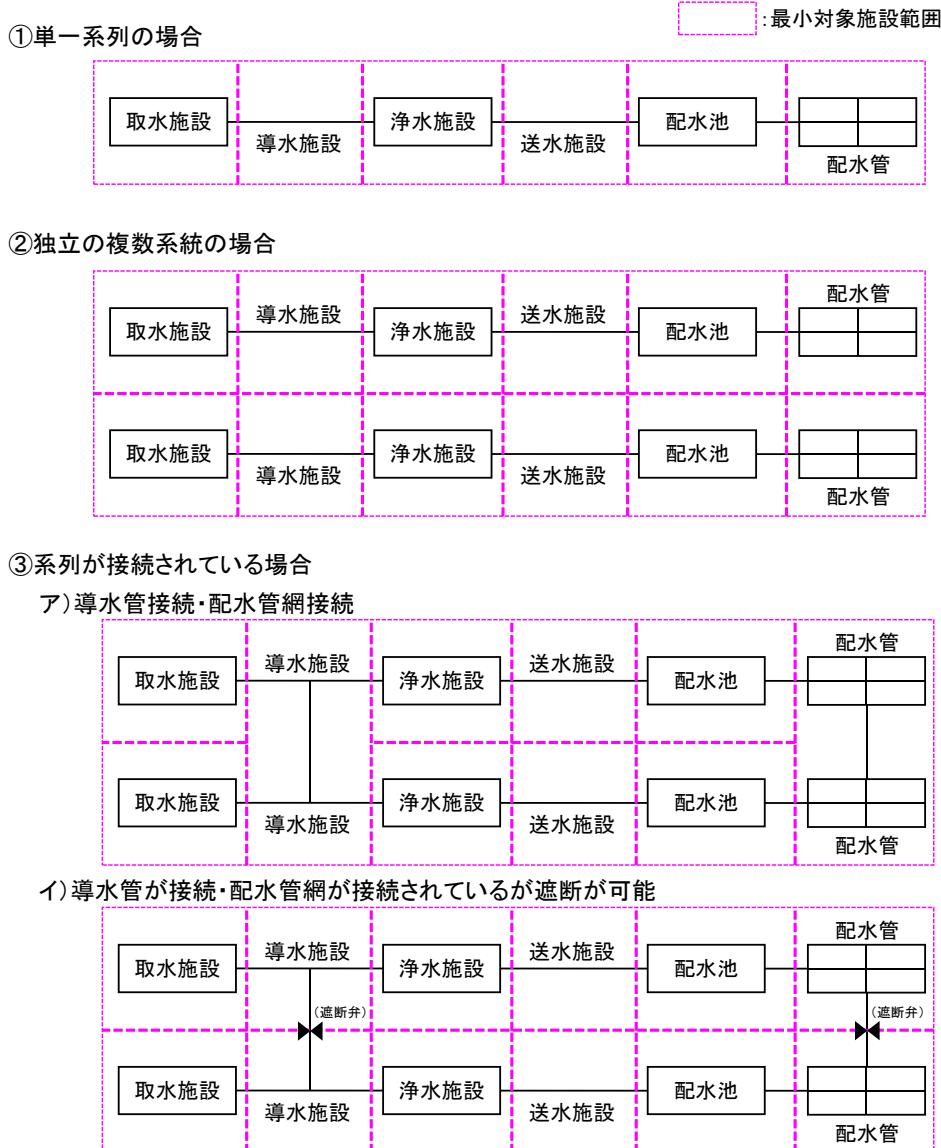
(4) 水質検査

法第 20 条に基づく水質検査については、水道により供給される水が法第 4 条に定める水質基準に適合するかどうかを判断するために行うものである。供給される水の水質は水道施設の管理全体の結果であることから、水道施設の全部の管理に関する技術上の業務を水道施設運営権者に行わせようとする場合は、技術上の観点から一体として行わなければならない業務として法第 20 条に基づく水質検査の業務を水道施設運営権者に行わせることが可能であること。

(5) 兼業

水道施設運営権者が、水道施設運営等事業以外の事業を実施する場合、事前に水道事業者等の承諾を得ることとしていること。その承諾の要件を定めていくこと。

(※) 対象となる水道施設の最小範囲の考え方



2.1.2. 水道施設運営権の存続期間

【許可基準】

水道施設運営権の存続期間が水道により供給される水の需要並びに水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであり、かつ、経常収支が適切に設定できるよう当該期間が設定されたものであること。

一般的に水道施設運営等事業は期間が長期間になることから、当該事業が安定的に実施される存続期間であることが重要である。このため、以下を確認する。

- (1) 水道施設運営権の存続期間が、水道により供給される水の需要並びに水道施設の維持管理及び更新に関する長期的な見通しを踏まえたものであること。長期的な見通しについては、アセットマネジメントの結果を踏まえたものであり、アセットマネジメントの検討期間が水道施設運営権の存続期間以上の期間であること。
- (2) 合理的に経常収支を見積もることが可能な期間となっていること。

2.1.3. 水道事業者等によるモニタリング

【許可基準】

水道施設運営等事業の適正を期するために、水道事業者等が選定事業者を水道施設運営権者とみなした場合の当該選定事業者の業務及び経理の状況を確認する適切な体制が確保され、かつ、当該確認すべき事項及び頻度が具体的に定められていること。

水道施設運営等事業による水道施設の適切な運転管理や健全な経営を確保する観点から、水道事業者等は、適切なモニタリングを継続的に実施することが重要である。また、適切なモニタリングを実施することによって、水道事業者等における技術面、経営面における専門的な知見の維持に資する点にも留意する必要がある。このため、以下を確認する。

(1) モニタリングの実施体制

- ① 水道事業者等の組織体制図等により、水道施設運営権者の業務の実施状況及び経理の状況を確認する適切な体制が確保されていること（水道事業者等によるモニタリングの一部として外部有識者等によるモニタリングを実施する場合は、その体制を含む）。
- ② 水道施設運営権者の業務の実施状況の確認業務について、水道技術管理者又は同等以上の技能を有する者が実施し、経理の状況の確認業務について、財務に関する知識・経験を有する者により実施すること。

(2) モニタリングの確認事項

- ① 水道施設運営権者が実施する業務の実施状況を網羅的に確認できる測定指標を含む確認事項が設定されていること。なお、指標は、定量的な指標を基本とするが、定性的な表現も可能とすること。
- ② 水道施設運営権者の財務状況について、
 - i. 公認会計士等による監査済みの財務諸表等（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等を含む）の提出を水道施設運営権者に義務付けていること。
 - ii. 事業計画（計画財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書を含む））の履行状況の確認方法（例えば、事業計画上の収支と実績の収支を比較し、その差異分析を実施すること等）が明確であること。
 - iii. 財務状況について確認するための経営指標が設定されていること。等
- ③ 水道の基盤の強化の進捗を確認する測定指標が設定されていること。

(3) モニタリングの実施頻度

モニタリングの確認事項ごとにモニタリング結果による事業の改善が可能な頻度で具体的に定められていること。

2.1.4. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置

【許可基準】

災害その他非常の場合における水道事業者及び選定事業者による水道事業を継続するための措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

水道事業者等及び水道施設運営権者が、発生が懸念される多様な危機管理に対して適切に対処することができるよう、災害その他非常の場合のそれぞれの事象ごとに、実施体制、業務の内容及び対応手順が明確に定められていることが重要である。

このため、以下を確認する。

(1) 実施体制

- ① 実施体制が体制図等により明確に定められ、水道事業者等と水道施設運営権者の役割分担及び両者の連携方法が明確に位置づけられていること。
- ② 水道施設運営権者が、被災した自らの水道施設の災害復旧業務を実施する場合、事前に定めた指揮命令系統に沿って対応するとともに、水道事業者等が事業の継続のために必要と判断した場合、水道施設運営権者は水道事業者等の指示に従い対応することとされていること。
- ③ 水道施設運営権者が、他の水道事業者等の災害復旧支援業務を実施する場合、水道事業者等や水道施設運営権者の承認等が災害復旧現場での活動の障害にならないよう、現地派遣者が、応援先の都市において、他の水道事業者等と連携しつつ、現地の指揮命令系統に従い実施することとされていること。
- ④ 水道事業者等と水道施設運営権者の費用分担が明確に定められていること。

(2) 業務の内容及び対応手順

- ① 業務の内容及び対応手順が対策マニュアル等により具体的に定められ、かつ、水道事業者等と水道施設運営権者の役割分担及び連携方法が具体的に定められていること。
- ② 水道事業者等は、災害その他非常の場合における応急の給水及び水道施設の復旧に係る措置に係る重要な意思決定や他の水道事業者等との相互応援に係る外部関係者との連絡調整を行うこと。

※ 災害その他非常の場合とは、地震、風水害、水質汚染事故、施設事故・停電、管路事故・給水装置凍結事故、テロ、渴水、新型インフルエンザ、情報セキュリティ等の事象を指す。

2.1.5. 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置

【許可基準】

水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における水道事業者が行う措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

水道施設運営等事業は、水道事業者等が、水道施設運営権者の業務の実施状況等に関し、平素からモニタリングを実施することにより、事業の継続が困難にならないよう事前に対処することが前提である。そして、経営難や要求水準の未達状態が継続するなどの予期せぬ事象が発生した場合には、水道施設運営権者に対する改善勧告等の措置や、必要に応じて、利用料金や要求水準等の経営条件の見直し等をすることで持続可能な事業環境を再構築することが求められる。

それでもなお、事態が改善せず、事業の継続が困難となった場合に、代替措置を講ずる際の基本的な考え方や手順等をあらかじめ定めておくことが重要である。

このため、以下を確認する。

- (1) 水道施設運営権者による事業の継続が困難となり、契約の解除や運営権の行使の停止により、水道事業者等が自ら直営で業務を実施する又は水道法第24条の3に基づく他の事業者への第三者委託等により事業を継続することとなった場合に、段階を踏んで体制を構築するための考え方が示されていること。
 - ① 各段階（初動期、移行準備期、次期運営体制開始等）の体制構築に関する基本的考え方
 - ② 最低限必要となる職員数の概数
 - ③ 第三者に委託する場合の委託先候補となる企業リストの作成
 - ④ 引き継ぎが完了するまでの一定期間の間、水道施設運営権者による事業継続への協力を実施契約において定めていること。
- (2) 一時的に運営権の行使を停止することとなった場合に、水道事業者等が、水道施設運営権者に代わり、委託先企業に指揮命令等を行えるよう、契約に規定を盛り込むこと（運営権者が所有する資産の一時的使用と契約の一時的承継）（水道施設運営権者が施設の運転管理業務を外部に委託する場合に限る。）。

2.1.6. 水道施設運営権者の経常収支の概算

【許可基準】

選定事業者の工事費の調達、借入金の償還、給水収益及び水道施設の運営に要する費用等に関する収支の見通しが、水道施設運営等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

選定事業者による経常収支の概算に関する計画が、確実かつ合理的なものであることが重要である。このため、以下を確認する。

- (1) 有収水量と水道料金収入を比較し、不合理になっていないこと。
- (2) 水の安定供給を図るために、水道施設運営権の存続期間にわたって計画的な維持管理が必要となることから、事業期間全体に係る水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用が収支の見通しに反映されていること及びそれらの費用が適切な算出根拠に基づいて算出されたものであること。
- (3) 水道施設の維持管理及び計画的な更新には、多額の資金が必要となると考えられることから、資金調達の方法について確認し、水道施設運営権者が負債により資金調達する場合には、財務上の安全性を確保するため、負債の元利金の償還が確実に行われる見込みであること。
- (4) 資産維持費に相当する費用は、水道施設運営権者が、新たに負債等により資金調達するか又は事業報酬を内部留保するかにより確保される。このため、その費用確保の実効性が担保されるよう、水道事業者等は、要求水準により必要な業務内容を明示したうえで、民間事業者から提案（設備投資を含む維持管理計画、資金の調達・償還方法及びその確実性）を求め、その履行義務を実施契約書において明示すること。

(水道用水供給事業を水道施設運営等事業として実施する場合)

水道用水供給事業は、水道事業者に水道用水を供給する事業であり、一般の水の需要者との給水契約に直接関与しないことから、法第14条に基づく供給規定策定の義務は課されておらず、その供給は給水契約の定めるところに委ねられる。そのため、法第31条において第24条の6第1項第2号（水道施設運営権の許可の基準として第14条の供給規程の要件に適合しなければならないものとすること）を準用していない。

一方で、法24条の5第3項第9号における水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金については、給水収益の算定の基礎となることから、水道用水供給事業者についても同様に実施計画書に求めることとしている。

そこで、本許可基準に関して審査するにあたっては、水道用水供給事業におい

て水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金について、以下の要件を満たしていることを確認する。

- (1) 総括原価を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
- (2) その事業に係る長期的な収支の試算を行った場合にあっては、当該試算に基づき、算定時から将来に向かっておおむね3年から5年までの期間を基準として算定されたものであること。
- (3) 利用料金は、上記の期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであること。
- (4) 利用料金が、水利用の合理性及び水道用水供給事業の安定性を勘案して設定されたものであること。
- (5) 利用料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (6) 利用料金に区分を設定する場合にあっては、水道用水の使用形態等の合理的な区分に基づき設定されたものであること。

2.1.7. 実施契約終了時の措置

【許可基準】

水道施設運営等事業に関する契約終了時の措置が、水道事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

水道事業者等は、契約期間終了後、再度、水道施設運営等事業を実施する場合や直営による事業実施体制に移行する場合等が考えられるが、安定的な給水の継続を確保する観点から、そのための組織体制等を整備しておく必要がある。

このため、以下を確認する。

(1) 引き継ぎに関する以下の措置が適切に定められていること

- ① 引き継ぎ時の確認事項（業務内容、データの管理状況、対象施設固有の運転方法、関係者（道路管理者、関係市町村等）との協議の状況 等）
- ② 引き継ぎ方法
- ③ 引き継ぎの費用負担
- ④ 業務習熟期間の設定
- ⑤ 事業期間終了後にも効果が発生する施設等の整備費用の負担方法（※）
- ⑥ 法第24条の13の規定に基づく水道施設運営権の取り消し等の通知

※ 事業期間終了後にも効果が発生する施設等の整備費用の負担については、残存価額分を次期水道施設運営権者が負担する方法や水道事業者等が負担する方法等が考えられる。この場合、当該残存価額分の算定方法、水道施設運営権者が当該更新投資を行う場合の手続等について定めておく必要がある。

2.1.8. 水道施設運営権者の適格性

【許可基準】

選定事業者が、水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有すること。

水道施設運営権者が、水道施設運営等事業を適正に実施できるだけの専門的能力や経理的基礎があることが重要である。また、水道は国民の生活基盤として不可欠な公共インフラであることから、水道施設運営権者の議決権株式が、公共施設等運営事業への参画にふさわしくない者に取得され、事業の確実性等が損なわることを防止することが必要である。

このため、以下を確認する。

- (1) 水道事業者等が応募企業に対して課した参加資格要件の内容及び選定事業者が当該要件を満たしていること。参加資格要件の内容として、対象となる事業に関係する水道事業に係る実績のほか、財務状況について、下記の事項が含まれていること。
 - ・ 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること
 - ・ 債務超過の状態に陥っていない者であること 等
- (2) 選定事業者がその事業を着実に継続できるよう、事業の目的、株式の取扱、取締役・監査役等の選任・権限等について選定事業者の定款又は規約において定めていること。
- (3) 選定事業者による議決権株式の新規発行及び処分（譲渡、質権設定その他の担保設定）について、水道事業者等の承認を要するなどの適切な方法を取ることとしていること（※1）。
- (4) 当該事業以外の事業の不振が原因で、当該事業のサービスが低下することのないよう必要な措置を定めること（※2）。

※1 多くの民間事業者による公共施設等運営事業への参画を促し、資金調達環境をより適切なものとすることで、多様な提案、効率的な経営の導入を促す見地から、水道事業者等の承認の方法以外にも、下記のような方法をとることも考えられる。

- ・ ネガティブリストを作成しリストに該当しない者に新規発行及び処分する

場合は、事後の届出でよいこととする。

- ・ 处分可能な株式の量（例：総株主の議決権の一定割合まで）に制限を設ける。
なお、資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、無議決権株式など多様な種類の株式を発行することも可能である。

※2 PFI事業においては、「選定事業者が、当該選定事業以外の他の事業等に従事する場合に、かかる他の事業等に伴うリスクにより当該選定事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼすおそれがあるときは、この影響を避けるため又は最小限にするため、事業契約等に必要な規定を設ける等、適切な措置を講ずる。」こと（注）とされており、公共施設等運営事業においては、応募企業にSPCの設立を義務づけることが一般的であることから、選定事業者が既存の事業会社となることは想定されない。

（注）内閣府「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」5-4（1）参照

2.2. 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、水道法に規定する要件に適合すること（法第24条の6第1項第2号）

【許可基準】

利用料金が、水道法に規定する以下の要件に適合すること。

- (1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- (2) 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (3) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(1)については、以下の要件に適合すること。

- 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
 - イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、公租公課、その他営業費用の合算額
 - ロ 事業報酬の額
 - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
- 前号イ及びハに掲げる項目の額は、算定時から将来に向かつておおむね3年から5年までの期間を基準として算定されたものであること。
- 料金は、前号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うものであること。
- 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

水道施設運営権者が收受することとなる利用料金が、水道法に規定する要件に該当することが重要である。このため、以下を確認する。

- (1) 水道施設運営権者が自らの収入として收受しようとする利用料金の額、利用料金の料金体系が水道法に規定する要件に適合すること。具体的には、水道事業者等と水道施設運営権者が各自の業務範囲に応じて、総括原価方式に基づき、料金原価を算定していること。ただし、事務が繁雑になるなど各自の料金に対して総括原価方式を適用することが現実的ではないと考えられる場

合には、総括原価を基礎としつつ、合理的かつ明確な根拠に基づき、水道事業者等と水道施設運営権者で給水収益を按分する方法も可能であること。

- (2) 総括原価に含まれる事業報酬の額について、合理的に説明でき、妥当な水準であること。

※ 事業報酬とは、地方公共団体が水道事業を経営する場合の支払利息と資産維持費の合計額に相当するものである。

- (3) 事業期間中の利用料金の改定について、定期的な見直し、著しい物価変動が起こった場合等の臨時的な見直しに関する考え方が定められ、合理的なものであること。

- (4) 事業範囲の設定により、給水区域内の一部の区域において水道施設運営等事業が実施される場合、原則、1つの給水区域においては1つの供給規程（料金体系）が定められていること。

※ 水道用水供給事業を水道施設運営等事業として実施する場合、水道法第28条に基づく水道用水供給事業の経営の認可の場合と同様、本規定の対象外となる。これは、水道用水供給事業は、水道事業者に水道用水を供給する事業であり、一般の水の需要者との給水契約に直接関与しないことから、法第14条に基づく供給規定策定の義務は課されておらず、その供給は給水契約の定めるところに委ねられることによるものである。そのため、法第31条において第24条の6第1項第2号（水道施設運営権の許可の基準として第14条の供給規程の要件に適合しなければならないものとすること）を準用していない。なお、水道用水供給事業における利用料金については、選定事業者による「水道施設運営権者の経常収支の概算」を審査する中で確認することとしている。

2.3. 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること（法第24条の6第1項第3号）

【許可基準】

水道施設運営等事業の実施により、当該水道事業における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保が図られること。

水道施設運営等事業により、水道の基盤の強化が見込まれることが重要である。このため、以下を確認する。

- (1) 水道施設運営等事業は、当該水道事業の基盤の強化に資する場合に実施されるべきものであるため、水道施設運営権者が水道施設運営等事業を効率的かつ効果的に実施することにより、水道施設運営等事業を含む水道事業等全体における水道施設の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保並びに運営に必要な人材の確保について、その向上が図られること。
 - ① 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する効果
存続期間終了時点での水道施設運営等事業を含む水道事業等全体の水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する目標（要求水準等）が、水道事業全体における課題を踏まえて適切に設定されていること。
 - ② 水道事業等の健全な経営の確保に関する効果
水道施設運営等事業を実施することによる効果（VFM、運営権対価の活用方法等）があること。
 - ③ 水道事業等の運営に必要な人材の確保に関する効果
水道施設運営等事業を含む水道事業等全体の人材の確保に関する目標が設定されており、水道事業等を安定的かつ持続的に運営するために必要な体制であり、技術力の継承が適切に行われる体制であること。
- ④ 上記①～③の効果を示す際は、アセットマネジメントの結果に基づき、水道施設の更新に要する費用を含む水道事業全体の収支見通しの作成が行われていること。

なお、上記目標の設定にあたっては、定量的な指標を基本とするが、水道事業等全体における課題や水道施設運営等事業の目的を明らかにした上で、定性的な表現も可能である。

第3章 申請書の審査上の基本事項

3.1. 提出書類一覧

- (1) 申請書
- (2) 水道施設運営等事業実施計画書
- (3) その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）
 - ・ 選定事業者の定款又は規約
 - ・ 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図

3.2. 申請書

申請書には、以下が記載されていること。様式第1によること。

- (1) 申請者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
- (2) 選定事業者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
- (3) 選定事業者の主たる水道事務所の所在地を記載すること。
なお、(2)又は(3)に変更が生じた場合は、水道施設運営権者は、遅滞なく、その旨を水道事業者等及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

様式第1

水道施設運営等事業実施許可申請書

年 月 日
殿

申請者 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の氏名

水道法第24条の4の規定に基づき、水道施設運営等事業を実施したいので、同法第24条の5第1項に規定する関係書類を添えて申請します。

選定事業者
 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の氏名

選定事業者の水道事務所の所在地

3.3. 水道施設運営等事業実施計画書

3.3.1. 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の名称及び立地（法第24条の5第3項第1号）

水道施設運営等事業の対象となる水道施設の数量表及び水道施設のフロー図が記載されていること。

1) 対象となる水道施設の数量表

対象となる水道事業等全体の水道施設を表3-1を参考にして施設区分ごとに表形式ですべて記載し、このうち、水道施設運営等事業の対象となる施設が赤字で記載されていること。なお、一つの施設の中に当該水道施設等運営事業との責任分界点がある場合は、責任分界点がわかるように施設を詳細に分類して記載されていること。

表3-1 対象となる水道施設の数量表（記載例）

水道事業全体の施設（A系統・B系統）のうち、

A系統における導水管以降の施設を対象とする場合の例

A系統		B系統	
水道施設 【赤:うち対象】		水道施設 【赤:うち対象】	
C取水場	・取水口2箇所 ・沈沙池2池	D取水場	・取水口1箇所 ・沈沙池1池 ・導水ポンプ3台
導水管	・導水管10km	導水管	・導水管12km
E浄水場	・着水井1箇所 ・揚水ポンプ4台 ・フロック形成池3池 ・沈澱池15池 ・ろ過池36池 ・高架タンク1箇所 ・浄水池3池 ・送水ポンプ6台 ・濃縮槽4箇所 ・脱水設備2箇所	F浄水場	・着水井1箇所 ・フロック形成池2池 ・沈澱池10池 ・ろ過池24池 ・高架タンク1箇所 ・粒状活性炭吸着池8池 ・浄水池3池 ・送水ポンプ6台 ・濃縮槽3箇所 ・脱水設備2箇所 ・天日乾燥床1箇所
送水管	・送水管60km	送水管	・送水管50km
G配水場	・配水池2池	L配水場	・配水池1池
H配水場	・配水池1池	M配水場	・配水池3池 ・配水ポンプ4台
I配水場	・配水池1池	N配水場	・配水池1池 ・配水ポンプ2台
J配水場	・配水池2池 ・配水ポンプ3台	O配水場	・配水池2池
K配水場	・配水池3池 ・配水ポンプ4台	配水管	・配水管900km ・配水区域 ○○町、△△町、□□町
配水管	配水管	・配水管700km ・配水区域 ××町、▽▽町、◇◇町

※ 水道事業等全体の水道施設を全て示し、このうち対象となる範囲を明示

※ 水道施設全体を水源、水道施設の配置状況や水道施設運営等事業の内容等に応じて、一つ又は複数の系統に区分

2) 対象となる水道施設のフロー図

水道施設運営等事業の対象となる水道施設の範囲が明確に判別できるように、水道事業等全体の水道施設のフロー図を記載し、このうち、水道施設運営等事業の対象となる施設が赤枠で囲んで示されていること。また、必要に応じて責任分界点の考え方がわかるように、計器の設置やバルブの位置などが記載されていること。

なお、一つの施設の中に当該水道施設等運営事業との責任分界点がある場合は、責任分界点がわかるように施設が詳細に分類して記載されていること。

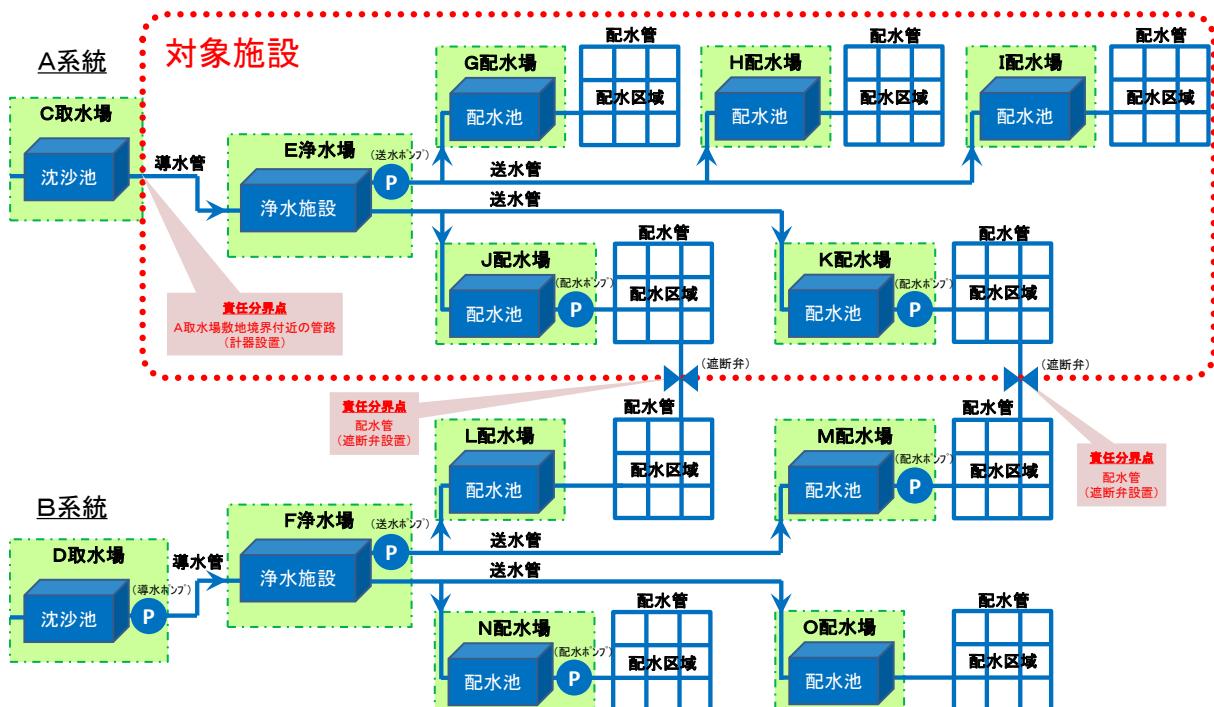


図 3-1 対象となる水道施設のフロー図（記載例）

水道事業全体の施設（A 系統・B 系統）のうち、
A 系統における導水管以降の施設を対象とする場合の例

- ※ 水道事業等全体の水道施設を全て示し、このうち対象となる範囲を明示
- ※ 水道施設全体を水源、水道施設の配置状況や水道施設運営等事業の内容等に応じて、一つ又は複数の系統に区分
- ※ 必要に応じて責任分界点の考え方（計器設置等）を記載

3.3.2. 水道施設運営等事業の事業の内容（法第24条の5第3項第2号）

水道事業等全体の業務（水道法の法定事項を含む）を、施設に附隨しない業務と附隨する業務に分けて全て記載し、このうち、水道施設運営等事業の対象となる範囲が記載されていること（表3-2の記載例参照）。

施設に附隨しない業務には、経営方針の決定、供給規定の策定、給水装置の管理、水質検査、利用料金の設定・収受などの業務が記載されていること。

施設に附隨する業務には、取水施設、導水施設、浄水施設、配水施設等の施設ごとに、更新、運転管理、維持・修繕などの業務が記載されていること。

これらの業務のうち、水道事業者等の実施する業務を黒字で、水道施設運営権者が実施する業務内容を赤字で記載されていること。

水道法の法定事項については、水道法第24条の8第2項により定められた水道施設運営権者に適用することができる法定事項を全て記載し、このうち、水道事業者等に適用する法定事項を黒字で、水道施設運営権者に適用する法定事項を赤字で記載されていること。

兼業について定めた事項を記載すること。

表3-2 業務の内容（記載例）

水道事業全体の施設（A系統・B系統）のうち、

A系統における導水管以降の施設を対象とする場合の例

■施設に附隨しない業務

業務 【赤:うち対象】	法定事項(水道法) 【赤:うち対象】
・経営方針の決定	
・議会への対応、条例の制定	
・認可の申請・届出	
・供給規程の策定	
・給水契約の締結	
・国庫補助等の申請	
・水利使用許可の申請	
・指定給水装置工事事業者の指定	
・給水装置の管理	
・水質検査	
・利用料金の設定・収受	
・料金の徴収	
・利用者の窓口対応	
.....	

■施設に附隨する業務

A系統			B系統		
水道施設 【赤:うち対象】	業務 【赤:うち対象】	法定事項(水道法) 【赤:うち対象】	水道施設 【赤:うち対象】	業務 【赤:うち対象】	法定事項(水道法) 【赤:うち対象】
C取水場	全て水道事業者の業務とする	全て水道事業者の業務とする	D取水場	・技術者による布設工事の監督(第12条)	・技術者による布設工事の監督(第12条)
導水管			導水管	・更新	・給水開始前の届出(第13条第1項)
E浄水場	・更新 ・大規模修繕 ・増築 ・運転管理 ・維持・修繕、点検 ・施設検査 ・台帳の作成・保管	・給水開始前の届出(第13条第1項) ・給水開始前の検査(第13条第1項) ・給水開始前検査の記録の作成・保存(第13条第2項) ・健康診断(第21条) ・衛生上の措置(第22条) ・水道施設の維持及び修繕(第22条の2) ・水道施設台帳(第22条の3) ・水道施設の計画的な更新等(第22条の4) ・給水の緊急停止(第23条第1項)	F浄水場	・大規模修繕 ・増築 ・運転管理 ・維持・修繕、点検 ・施設検査 ・台帳の作成・保管	・給水開始前の検査(第13条第1項) ・給水開始前検査の記録の作成・保存(第13条第2項) ・健康診断(第21条) ・衛生上の措置(第22条) ・水道施設の維持及び修繕(第22条の2) ・水道施設台帳(第22条の3) ・水道施設の計画的な更新等(第22条の4) ・給水の緊急停止(第23条第1項)
送水管			送水管		
G配水場			L配水場		
H配水場			M配水場		
I配水場			N配水場		
J配水場			O配水場		
K配水場			配水管		
配水管					

※水道事業等全体の水道施設を全て示し、このうち対象となる範囲を明示

※水道施設全体を水源、水道施設の配置状況や水道施設運営等事業の内容等に応じて、一つ又は複数の系統に区分

※必要に応じて責任分界点の考え方（計器設置等）を記載

3.3.3. 水道施設運営権の存続期間（法第24条の5第3項第3号）

水道施設運営等事業における水道施設運営権の存続期間及びその設定根拠が記載されていること。

3.3.4. 水道施設運営等事業の開始の予定年月日（法第24条の5第3項第4号）

水道施設運営等事業が開始される予定年月日が記載されていること

3.3.5. 水道事業者が、選定事業者が実施することとなる事業の適正を期するために講ずる措置（法第24条の5第3項第5号）

水道事業者等によるモニタリングの実施体制、確認事項及び実施頻度が記載されていること。

(1) モニタリングの実施体制

水道事業者等にモニタリングを実施する体制が置かれていることが組織体制図等を用いて示され、このうち水道施設運営権者による業務の状況を確認する部門と水道施設運営権者の財務の状況を確認する部門、これらを統括する部門が明示されていること。各部門の権限及び責任、各部門の相互関係が明らかにされていること。各部門に配置する職員の数及び各職員が持つ能力や資格要件について記載されていること。

また、水道事業者等によるモニタリングの一部として、外部有識者等によるモニタリングを実施する場合は、予定する外部有識者等の人数および各人員が持つ能力や資格要件について記載されていること。外部有識者等については、任期がある場合は任期や常任・非常任の別についても記載されていること。

(2) モニタリングの確認事項

水道施設運営権者による水道施設運営等事業の業務の履行状況、水道施設運営権者の財務の状況及び水道の基盤の強化の進捗について確認する事項が記載されていること。

水道施設運営等事業の業務の履行状況については、法第24条の5第3項第2号に基づき記載した水道施設運営等事業の事業の内容において水道施設運営権者の業務とした事項ごとに設定した測定指標含む確認事項が記載されていること。

水道施設等運営権者の財務状況の確認については、水道施設運営権者に提出を義務付ける財務諸表等の一覧、事業計画の履行状況の確認方法及び財務状況について確認するための経営指標が記載されていること。

水道の基盤の強化の進捗については、水道の基盤の強化の効果について記載し

た事項について網羅的に記載されていること。

(3) モニタリングの実施頻度

モニタリングの確認事項ごとに具体的に実施頻度が記載されていること。

表 3-3 確認事項及び実施頻度（記載例）

		業務の内容	確認事項	測定指標／経営指標	頻度				
施設に附隨しない業務		水質検査	<input type="checkbox"/> 法定水質検査の実施状況	<input type="checkbox"/> 法定水質検査の実施数 <input type="checkbox"/> 平均残留塩素濃度 <input type="checkbox"/> 最大力ビ臭物質濃度水質基準比率	…				
		利用者の窓口対応	<input type="checkbox"/> 苦情への適切な対応、記録	<input type="checkbox"/> 水道サービスに対する苦情対応割合	…				
		料金の徴収	<input type="checkbox"/> 納入及び滞納状況	<input type="checkbox"/> 料金収納率	…				
		給水装置の管理	<input type="checkbox"/> 適正な給水装置の設置状況	<input type="checkbox"/> 給水装置検査数	…				
		…	…	…	…				
施設に附隨する業務	A系統	E浄水場	運転管理	<input type="checkbox"/> 操作マニュアルに沿った運転管理の実施状況	<input type="checkbox"/> 浄水場事故割合	…			
				<input type="checkbox"/> 汚泥の排出状況	<input type="checkbox"/> 浄水発生土の有効利用率	…			
				<input type="checkbox"/> 施設の効率的な利用状況	<input type="checkbox"/> 施設利用率、最大稼働率	…			
				<input type="checkbox"/> 適正な電力使用状況	<input type="checkbox"/> 配水量1m ³ あたりの電力消費量	…			
				…	…	…			
		維持・修繕、点検	維持・修繕、点検	<input type="checkbox"/> 適切な点検の実施	<input type="checkbox"/> 設備点検実施率	…			
				<input type="checkbox"/> 修繕の実施状況	<input type="checkbox"/> 修繕の件数及び費用	…			
				<input type="checkbox"/> 薬品の備蓄状況	<input type="checkbox"/> 薬品備蓄日数	…			
				…	…	…			
		送水管	維持・修繕、点検	<input type="checkbox"/> 従業員の健康診断の実施状況	<input type="checkbox"/> 従業員の健康診断の実施状況	…			
				…	…	…			
				<input type="checkbox"/> 適切な点検の実施	<input type="checkbox"/> 管路点検率	…			
財務の状況				<input type="checkbox"/> 管路における事故の発生状況	<input type="checkbox"/> 管路の事故割合	…			
				…	…	…			
				…	…	…			
				…	…	…			
				<input type="checkbox"/> 健全な財務状況の確保 <input type="checkbox"/> 資金調達の健全性 <input type="checkbox"/> 明確かつ確実な收支見通し <input type="checkbox"/> 独立採算の遵守	<input type="checkbox"/> 有収水量 <input type="checkbox"/> 供給単価 <input type="checkbox"/> 給水原価 <input type="checkbox"/> 営業収支比率 <input type="checkbox"/> 流動比率 <input type="checkbox"/> 自己資本比率	…			

3.3.6. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置（法第24条の5第3項第6号）

災害その他非常の場合のそれぞれの事象ごとに、応急の給水及び水道施設の復旧に関する体制図等、費用分担に関する考え方及びその根拠、業務の内容及び対応手順が記載されていること。水道施設運営権者が被災した自らの水道施設の災害復旧業務を実施する場合、他の水道事業者等の災害復旧支援業務を実施する場合に分けて記載されていること。

3.3.7. 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置（法第24条の5第3項第7号）

水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置に関する体制構築の基本的考え方、必要となる職員数の概数、第三者に委託することとなった場合に委託先の候補となるリストの作成等が記載されていること。

3.3.8. 選定事業者の経常収支の概算（法第24条の5第3項第8号）

選定事業者の経常収支の概算に関する以下の事項について記載されていること。

1) 有収水量、利用料金収入

水道施設運営権の存続期間全体における有収水量及び利用料金収入等の計画値及びその算出根拠が記載されていること。

2) 計画財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書を含む）

水道施設運営権の存続期間全体における水道施設運営等事業の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書を含む）が記載されていること。

表 3-4 経常収支の概算（記載例）

(1) 損益計算書											
区分		存続期間								終了	存続期間累計
		開始	t+1期	t+2期	t+3期	t+4期	t+5期	t+6期	t+7期	t+8期	終了
給水収益											
受託工事収益											
その他収益											
當業収益											
有収水量											
平均供給単価											
役員報酬											
維持管理費用											
給与及び手当											
勤労費											
薬品費											
水道光熱費											
委託費											
修繕費											
減価償却費											
公共施設等運営権償却費											
租税公課											
當業費用											
受取利息及び配当金											
補助金収入											
譲収入											
當業外収益											
支払利息											
雑支出											
當業外費用											
経常利益											
特別利益											
特別損失											
税金等調整前当期純利益											
法人税、住民税及び事業税											
法人税等調整額											
法人税等合計											
当期純利益											

(2) 貸借対照表											
区分		存続期間								終了	存続期間
		開始	t+1期	t+2期	t+3期	t+4期	t+5期	t+6期	t+7期	t+8期	累計
土地											
建物											
構築物											
機械及び装置											
車両運搬具											
減価償却累計額（△）											
工具、器具及び備品											
減価償却累計額（△）											
リース資産											
減価償却累計額（△）											
建設仮勘定											
有形固定資産											
公共施設等運営権											
更新投資に係る資産											
無形固定資産											
投資その他の資産											
固定資産											
現金及び預金											
未収金											
貯倒引当金（△）											
投資活動によるキャッシュ・フロー											
有形固定資産の取得による支出											
○○施設の更新投資による支出											
有形固定資産の売却による収入											
無形固定資産の取得による支出											
投資活動によるキャッシュ・フロー											
長期借入金											
リース債務											
公共施設等運営権に係る負債											
退職給付引当金											
固定負債											
短期借入金											
リース債務											
未払金											
公共施設等運営権に係る負債											
賞与引当金											
債務活動によるキャッシュ・フロー											
資金増加額（又は減少額）											
資金期末残高											
資金期末残高											
流動負債											
負債合計											
資本金											
資本剰余金											
利益剰余金											
自己株式											
株主資本											
評価・換算差額等											
純資産合計											
負債・純資産合計											

3.3.9. 選定事業者が自らの収入として收受しようとする水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金（法第24条の5第3項第9号）

水道施設運営事業開始時に選定事業者が自らの収入として收受しようとする利用料金の額及び料金体系が記載されていること。選定事業者が收受しようとする利用料金を水道料金の一部分とする場合は、その算出方法（按分の割合、計算式等）をあわせて記載されていること。

また、事業期間中の利用料金の改定について、定期的な見直し、著しい物価変動が起こった場合等の臨時的な見直しに関する考え方が記載されていること。

表 3-5 利用料金（記載例）

水道施設運営事業開始時の利用料金の額			
料金体系(一般用)			
基本料金		従量料金(1m ³ につき)	
メータ一口径(mm)	金額	水量	金額
13	円	10m ³ までの分	円
20	円	10m ³ を超え20m ³ までの分	円
25	円	20m ³ を超え30m ³ までの分	円
30	円	30m ³ を超え40m ³ までの分	円
40	円	40m ³ を超え50m ³ までの分	円
50	円	50m ³ を超え100m ³ までの分	円
75	円	100m ³ を超え500m ³ までの分	円
100	円	500m ³ を超える分	円
125	円		
150	円		
200以上	円		

料金体系(...用)	
.....	
(利用料金を水道料金の一部分とする場合)	
水道料金と利用料金の按分割合	
利用料金の計算式	

料金原価の算定方法

	料金算定期間					料金算定期間 合計
	t+1期	t+2期	t+3期	t+4期	t+5期	
役員報酬						
維持管理費						
給与及び手当						
勤務費						
薬品費						
水道光熱費						
委託費						
修繕費						
...						
減価償却費						
公共施設等運営権償却費						
租税公課						
...						
営業費用 ①						
事業報酬						
資本費用 ②						
受託工事収益						
その他営業収益						
(営業収益 - 給水収益)						
...						
控除項目 ③						
総括原価 ① + ② - ③						

3.3.10. その他厚生労働省令で定める書類（法第24条の5第3項第10号）

1) 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであることを証する書類

選定事業者が、水道施設運営等事業を適正に実施できるだけの専門的能力や経理的基礎があることを確認するため、水道事業者等が応募企業に対して課した参加資格要件が記載され、選定事業者が当該要件を満たしていると判断した根拠を記載又は根拠資料が添付されていること。株式の取扱に関する方法について記載されていること。

2) 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用の予定総額及びその算出根拠並びにその調達方法並びに借入金の償還方法

事業期間全体における水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用が年度ごとに記載されていること。その算出における基本的考え方について、費目ごとに記載されていること。

また、事業期間中の資金の調達方法及び負債の元利金の償還計画が記載されていること。

3) 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の算出根拠

水道施設運営等事業開始時の利用料金の額及び料金体系の根拠が記載されていること。利用料金を按分する方法で設定する場合、その算定方法（按分の割合、計算式等）の根拠が記載されていること。

4) 水道施設運営等事業の実施による水道の基盤の強化の効果

水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する効果、水道事業等の健全な経営の確保に関する効果、水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する効果について以下の事項を含めて記載されていること。

(1) 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する効果

水道施設運営等事業を含む水道事業等全体の存続期間終了時点での水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する目標

(2) 水道事業等の健全な経営の確保に関する効果

水道施設運営等事業を実施することによる効果（VFM、運営権対価の活用方法等）

(3) 水道事業等の運営に必要な人材の確保に関する効果

水道施設運営等事業を含む水道事業等全体の人材の確保に関する目標

5) 契約終了時の措置

契約期間終了時の措置について、下記の内容が記載されていること。また、その取扱いが定められている根拠（契約書、要求水準書等）が記載されていること。

(1) 引き継ぎ時の確認事項

- ・ 業務内容
- ・ データの管理状況
- ・ 対象施設固有の運転方法
- ・ 関係者（道路管理者、関係市町村等）との協議の状況

(2) 引き継ぎ方法

(3) 引き継ぎの費用負担

(4) 業務習熟期間の設定

(5) 事業期間終了後にも効果が発生する施設等の整備費用の負担方法

(6) 法第24条の13の規定に基づく水道施設運営権の取り消し等の通知

3.4. その他厚生労働省令（法第24条の5第1項）で定める書類

3.4.1. 選定事業者の定款又は規約

3.4.2. 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図

水道事業等全体の給水区域及び水道施設に対して、水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置がわかるよう、地図上にその立地が記載されていること。

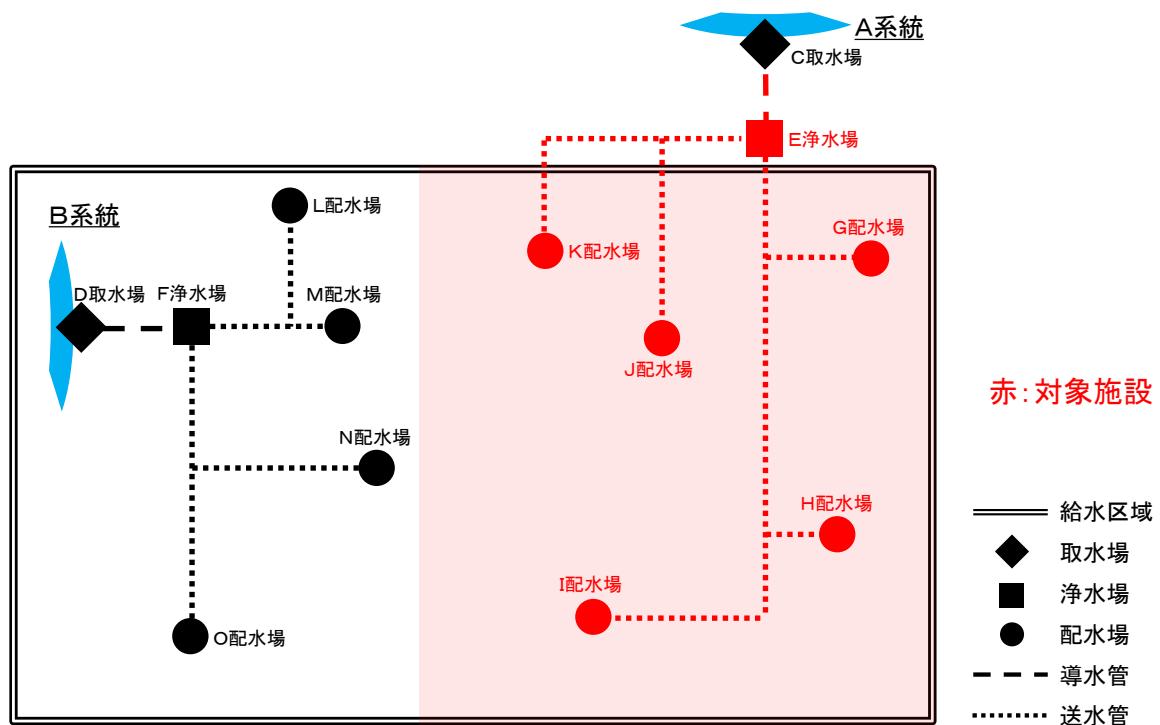


図 3-2 対象となる水道施設の地図（記載例）

※ 水道事業等全体の給水区域及び水道施設（配水管の省略可）を全て示し、このうち対象となる範囲を明示